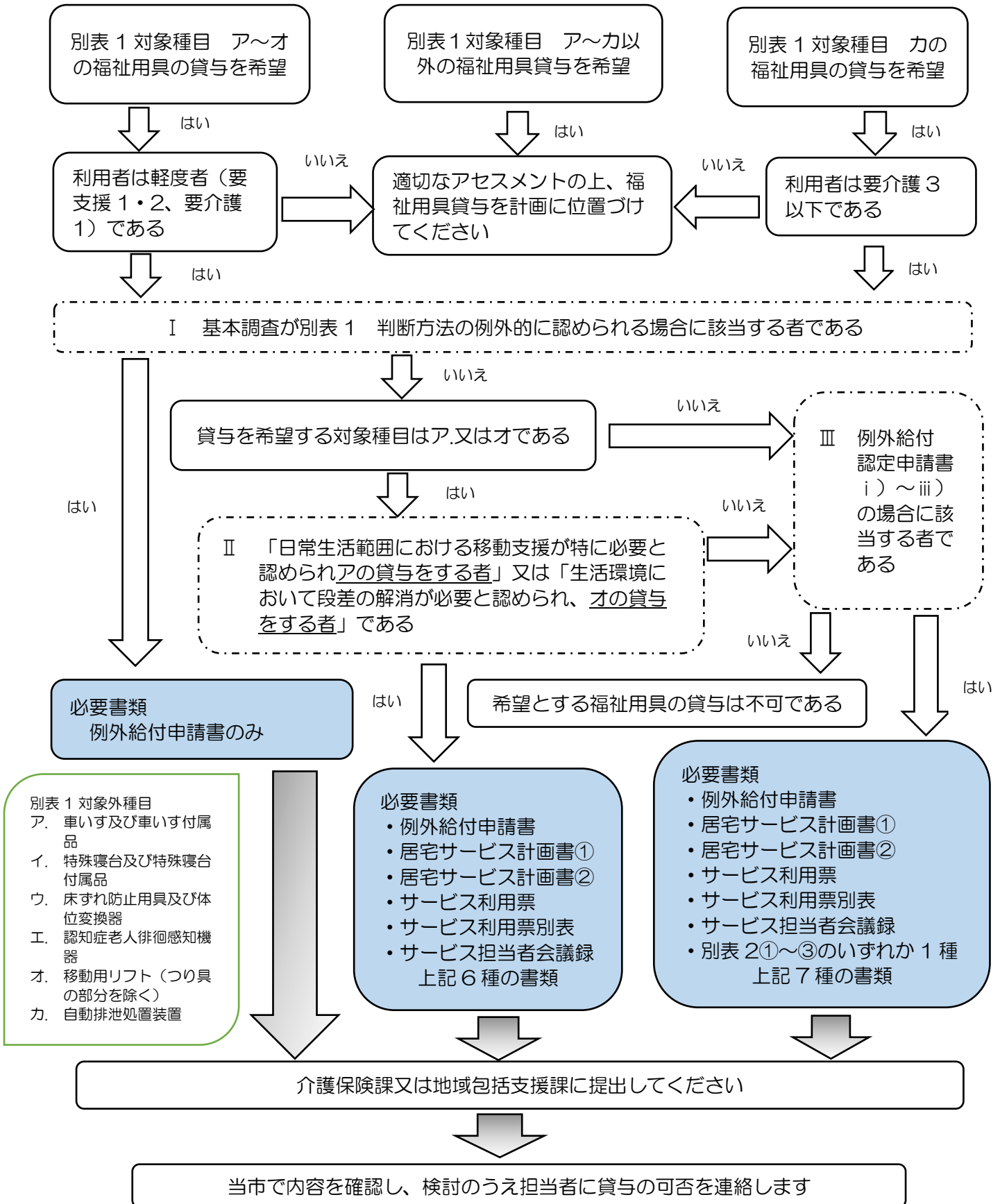


# 軽度者に対する福祉用具貸与 算定フローチャート



- ・上記Ⅰに関しては別表1の判断方法の例外的に認められる場合に該当する者、Ⅱに関しては移動支援や生活環境から必要な場合に該当する者、Ⅲに関しては医学的な所見から必要な場合に該当する者です。
- ・軽度者（カの場合は要介護3以下）でアとオの福祉用具貸与を希望する者についてはⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれか、その他イ、ウ、エ、カの福祉用具貸与を希望する者についてはⅠまたはⅡのどちらかで必要な状態に応じて必要書類を提出してください。